

事業用自動車の点検・整備の概要

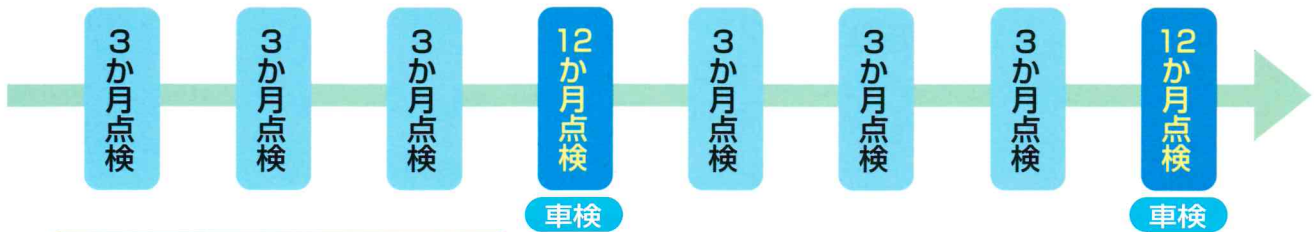
自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも①日常点検整備、②定期点検整備、③その他使用状況・車種に応じた点検整備の実施が必要です。（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

① 日常点検整備

- 自動車の使用者又は自動車を運行する者は、**1日1回、その運行の開始前**において、日常点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。

② 定期点検整備

- 自動車の使用者は、**定期的(3か月ごと)**に点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。



行政処分基準 (平成27年6月1日時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>: 警告～5日×違反台数

<再違反>: 5日～15日×違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>: 警告～10日×違反台数

<再違反>: 5日～30日×違反台数

バスの火災にご注意!

自動車の最近5年間(平成22年～26年)に発生した事業用バスの火災事故85件について、分析した結果、原因では「点検整備不十分」や「整備作業ミス」といった点検整備が関係しているものの割合が多く(49件)、また、出火に至る状況では、「ショート等電気関係」や「ブレーキ・タイヤの過熱」の割合が多かった(40件)

注意すべき事例と必要な対策

① ショート等電気関係の不具合から火災事故に至る事例

原因	具体的な原因の内容	必要な対策
整備作業ミス	バッテリー等を交換した際のバッテリーやコネクタの固定不良	バッテリー固定金具やバッテリー端子取付け用ナットは、工具を使ってしっかりと締め付けて固定することが必要
点検整備不十分	経年劣化による配線の腐食	電気配線に損傷がないか、かつ、クランプに緩みがないか点検することが必要

② ブレーキ・タイヤの過熱から火災事故に至る事例

原因	具体的な原因の内容	必要な対策
点検整備不十分	長期間の整備未実施によるブレーキ部品の作動不良	ブレーキ部品の定期的な点検整備を確実に実施することが必要

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検整備

検索

www.tenken-seibi.com

2015 自動車点検整備推進運動